

会報

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association
Construction
Industry NEWS



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798



おやじの日

[平成27年8月8日(土) 9:30~13:30]

宮崎地区：工事関係者の家族 67名

延岡地区：工事関係者の家族 144名

2017.
03
MARCH
No.509

目次 CONTENTS

●平成29年3月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内(2月分)	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 平成29年度第10回常務理事会を開催	3
2. 第10回宮崎県県土整備部と(一社)宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	5
3. 平成28年度テレビCM放送のご案内	7
●雇用改善コーナー	
平成30年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等について	8
●事業協同組合	
下請セーフティネット債務保証制度について	10
●技士会	
1. 平成29年度1級(学科)・2級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会のご案内	12
2. 平成29年度1・2級土木施工管理技術検定試験の申込書受付について(お知らせ)	12
3. 平成28年度2級土木施工管理技術検定試験の合格発表	13
4. 平成29年度監理技術者講習の日程(お知らせ)	14
●建退共	
1. 退職金額の情報開示について	15
2. 建退共宮崎県支部取扱状況(1月分)	15
●建災防	
1. 死亡労働災害の防止に向けた緊急要請について	16
2. 平成29年度上半期(4月～9月)講習会の案内	17
3. 建設労働者確保育成助成金について	18
●火薬協会	
1. 平成29年の火薬類保安講習会の開催について	20
2. 「火薬類危害予防週間」用の標語募集について	21
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向(前払保証分)(1月分)	22
2. 中間前払金制度のご案内	23

平成 29 年 3 月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	水			
2	木		建災防全国支部事務局長会議（東京）	
3	金	第2回建築委員会（宮崎）		建設業振興基金金融事業説明会（東京）
4	土			
5	日			
6	月	県協会総務委員会（宮崎）	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習（清武 11 日まで）	
7	火			
8	水			
9	木	「建設業を支える女性の会」発会式（宮崎）		
10	金			
11	土			
12	日	平成28年度下期建設業経理検定試験（宮崎）		
13	月	県協会常務理事会		火災保安協会理事会
14	火	全国建設業協会労働委員会（東京） 九州建設業青年会議 役員会・九地整意見交換会（福岡）		
15	水			
16	木	全国建設業協会協議員会（東京）	災防団体連絡協議会（宮崎） 建退共第33回運営委員会・評議員会（東京）	
17	金		建災防本部理事会（東京）	
18	土			
19	日			
20	月	春分の日	春分の日	春分の日
21	火			
22	水			
23	木	県協会県との意見交換会 第2回理事会	建退共事務局長会議（東京）	
24	金	全国建設業協会専務事務局長会議		
25	土			
26	日			
27	月			
28	火			
29	水			
30	木		基金九州地区総合厚生年金基金協議会総会（長崎）	
31	金			

県協会 HP 掲載項目案内 (2月分)

【ホームページ】

項 目	所 管	形 式
平成 30 年 3 月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等について	宮崎県建設業協会	PDF
宮崎県建築連絡協議会主催(3月16-17日開催分)「木造住宅の一般診断法による耐震診断と補強方法の実務講習会」「明日は我が身」熊本地震被害の教訓開催のお知らせ	宮 崎 県 建 築 住 宅 課	html
平成 29 年度施工管理技術検定試験に関する受験講習会・受験用参考図書のご案内	地域開発研究所	html

会員の異動状況

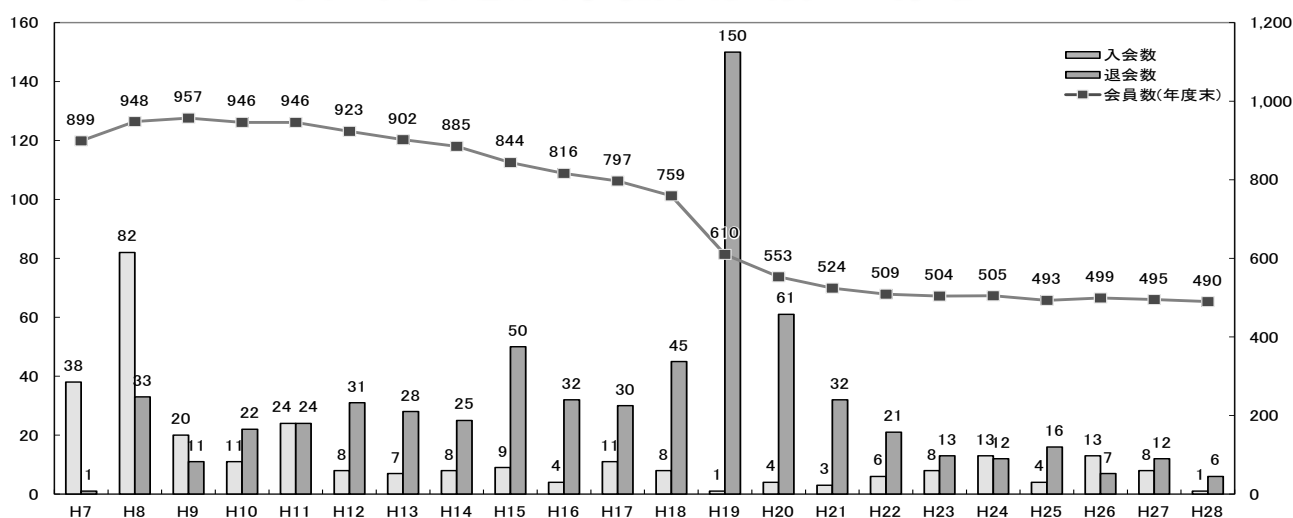
【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
小 林	(株) 後 藤 組	代 表 者	後藤 昶利	後藤 敏彦
小 林	(有) 椎 屋 水 道	代 表 者	椎屋 一男	椎屋 奈美枝
西 都	(株) 仁 科 産 業	代 表 者	仁科 俊一郎	仁科 聡一郎
高 鍋	(株) 横 田 工 業	FAX番号	0983-23-4534	0983-32-2332
延 岡	吉 本 建 設 (株)	商 号	吉本建設(名)	吉本建設(株)

【退 会】

地 区 名	会 社 名	代表者名	地 区 名	会 社 名	代表者名
宮 崎	(株) 小 川 建 設	長 友 吉 隆	日 向	東 陽 ビ ル ド	那 須 智 義
宮 崎	(株)NIPPO宮崎統括事業所	浦 上 慎 治	日 向	(株) 前 田 工 務 店	前 田 廣 美
都 城	(株) 横 山 建 設	横 山 一 郎	延 岡	(有) 齊 藤 建 設	川 野 泰 子
平成28年度 退会者数					6社

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	6
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	490

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退 (68社脱退)、H28はH29.3.1現在

宮崎県建設業協会

1. 平成29年度第10回常務理事会を開催

平成29年2月8日（水）午後1時、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、樫村事務局長が定足数（13／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会にあたり山崎会長が「川南町に続き、木城町で鳥インフルエンザが発生した。対応いただいた高鍋地区の河野副会長をはじめ、会員の皆様にお礼申し上げます。今後も建設業の役割についてしっかりアピールしていきたい。第3次補正予算により、補正の額は約400億円となった。予算をいただいたことに感謝申し上げます。来年度も今後につながるような活動を実施したい。本日の会では活発な意見をいただきたい。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。



第10回常務理事会

議題1 県との意見交換会について

樫村事務局長が資料に基づき、意見交換会の概要及び情報提供の内容について説明した。河野（与）常務理事より、地域総合メンテナンス業務に係る入札参加資格の取扱いについて提案があり、意見交換会で提案することを承認された。

議題2 平成28年度収支決算見込みについて

樫村事務局長が資料に基づき、平成28年度収支決算見込みについて報告し、承認された。

議題3 平成29年度全国建設業協会会長表彰の推薦（案）について

大谷総務課長が資料に基づき、特別功績者等表彰4名、会員企業表彰13社、従業員表彰5名の表彰推薦があったことを報告し、承認された。

議題4 平成28年度優秀卒業生表彰の推薦（案）について

大谷総務課長が資料に基づき、5高等学校より5名の表彰推薦があったことを報告し、承認された。

議題5 その他

（1）鳥インフルエンザ対応結果報告（第2報）について

河野宏介副会長が資料に基づき、1月24日（火）に木城町で発生した鳥インフルエンザの対応について結果報告した。

（2）建設キャリアアップシステムについて

樫村事務局長が資料に基づき、建設キャリアアップシステムに係る意向確認について提案し、承認された。

(3) 宮崎河川国道事務所との意見交換会開催結果報告について

河野宏介副会長が資料に基づき、2月2日（木）に開催した意見交換会について結果報告した。

(4) 建設労働者確保育成助成金のお知らせについて

山崎会長が資料に基づき、建災防が実施している建設労働者確保育成助成金について説明した。

(5) (仮称)「建設業を支える女性の会」発会式について

樫村事務局長が資料に基づき、(仮称)「建設業を支える女性の会」発会式を3月9日（木）に開催することを提案し、承認された。

(6) その他

a. 第3次補正予算について

坂元専務理事が資料に基づき、第3次補正予算について説明した。

b. 平成28年度公共建築物施設保全点検活動の報告について

大谷総務課長が資料に基づき、1月26日（木）に実施した公共建築物施設保全点検活動について報告した。

c. 解体工事業に係る講習会の開催について

河野（与）常務理事より、昨年6月より解体工事業の講習が必須となったことを受けて、講習会の開催について提案があった。講習会を開催するためには、参加者が40人以上必要であることから、状況把握していくこととなった。

議題6

4月の常務理事会等開催予定日について

樫村事務局長が、4月18日（火）に常務理事会を開催することを提案し、承認された。

2. 第10回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

平成 29 年 2 月 8 日（水）午後 3 時 30 分、宮崎県建設会館 5 階「会議室」において、檜村事務局長が開会を宣した。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

管 理 課：佐野部参事兼管理課長
高村課長補佐、竜崎主幹
深谷副主幹、日高技師、
津田主幹、外蘭主査、金丸主事、
常磐主事
技術企画課：石井課長補佐、迫主幹、三橋主幹
浜川主幹、榎本主査

◇宮崎県公共三部共管

工事検査課：甲斐課長、田崎工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長、堀之内・甲斐・河野（宏）
副会長、後藤・小野・河野（義）・
河野（与）・藤元・河野（孝）・興梠
常務理事
事 務 局：坂元専務理事、檜村常務理事
兼事務局長、大谷・菊池・一安課長



県土整備部との第10回意見交換会

【山崎会長挨拶】

本日は当会にご出席賜りお礼申し上げます。1月24日に発生した鳥インフルエンザについては、常々準備を進めてきたおかげで、高鍋地区を中心に対応できた。知事や農政水産部より感謝いただいた。補正予算は、第2次、第3次を含めて400億円超となった。ゼロ県債等を含めると約500億円の積み上げとなる。ご対応いただき感謝申し上げます。3月9日に（仮称）「建設業を支える女性の会」を発会する。1月26日公共建築物施設保全点検活動を宮崎工業高等学校で実施した。平成28年度優秀卒業生表彰においては、5高等学校より5名の表彰推薦があり、各校長より伝達いただく。平成29年度予算審議が始まったが、予算の確保をお願いしたい。工事発注の平準化では、平成29年度早期に4割発注をお願いしたいという旨の意見がある。本会においては、ご指導の程よろしくお願い申し上げます。

【佐野課長挨拶】

木城町で2例目の鳥インフルエンザが発生した。県協会や高鍋地区建設業協会の迅速な対応にお礼申し上げます。今後万が一発生した場合は、ご支援・ご協力をお願いしたい。先般国土交通省を訪問し、本県のインフラ整備の必要性を訴え、重点配分についてお願いした。延岡南道路の料金引き下げという嬉しいニュースがあった。粘り強い陳情が大事だと考える。インフラ整備に関し、情報提供をお願いしたい。1月31日に青年部連合会との意見交換会を開催した。担い手の確保・育成の取組みについて意見を出し合った。このような会の開催を引き続き検討していただきたい。産業開発青年隊においては、定員60を超える応募があった。県協会のご協力にお礼申し上げますとともに、今後も人材の確保に努めていきたい。女性の会の立ち上げについて、ご協力することがあれ

宮建協

ば、取り組ませていただきたい。来年度の予算審議では、万全の体制で臨みたい。予算確保ができた際は、工事発注の平準化に積極的に取り組んでいきたい。本日はよろしくお願い申し上げます。

◆県からの情報提供

以下の事項に関し、管理課より説明・報告があった。

(1) 主任技術者の専任や現場代理人の常駐について

主任技術者・監理技術者の定義、専任技術者の必要な工事、二以上の工事を同一の技術者が兼任する場合、現場代理人の定義・常駐義務の取扱い・兼務できる工事について説明があった。

(2) 宮崎県工事請負契約約款等の一部改正（案）について

破産管財人等が破産法等に基づく契約解除を行った場合の対応について説明があった。

◆意見交換会

(1) 主任技術者の専任や現場代理人の常駐について

本会→主任技術者や監理技術者は工事契約時に決めておかなければならないのか。余裕期間対象工事ではどうか。

県 →主任技術者や監理技術者は、工事契約時に決定する必要があるが、余裕期間対象工事では、工事着手時に設置できればよい。工事契約する際に発注者に相談いただきたい。

本会→コリンズは、期間が重なっての登録はできない。問題はないのか。

県 →コリンズについては、確認させていただきたい。

本会→現場代理人名がなくても契約が可能なのか。

県 →常駐義務が緩和される場合については、資料のとおりである。この件については、整理した上、後日回答させていただきたい。

(2) 地域総合メンテナンス業務に係る入札参加資格の取扱いについて

本会→来年から地域総合メンテナンス業務が2年契約になる。入札参加資格においては、今まで、1契約5点の加点があったが、今後はどのような取扱いになるのか。

県→これまでは契約本数ごとの評価であったが、評価方法の考え方について、整理した上で、協議させていただきたい。

(3) 総合評価落札方式（地域企業育成型）について

本会→地域企業育成型を同じ会社が受注しているため、業者間の格差が広がっている。1度受注した場合は、次の地域企業育成型を受注できないようにして欲しい。K値がかかっても受注できる。受注の偏りを防ぐため、受注制限ができないのか。多くの業者に受注機会を与えてもらいたい。地域の状況に応じた発注をお願いしたい。

県 →業者には災害対応やインフラ整備を担っていただきたいと考える一方、自分で伸びていこうとする企業を大事にしなければならない。制度の趣旨等を踏まえ、意見を伺いながら、真摯に検討して制度を良くしていきたい。

(4) 情報共有化システムの運用について

本会→本格運用は年度末になるのか。

県 →先般三部で意見交換会を開催した。年度内にある程度の方向性を出したいが、本格運用については、今後検討していきたい。

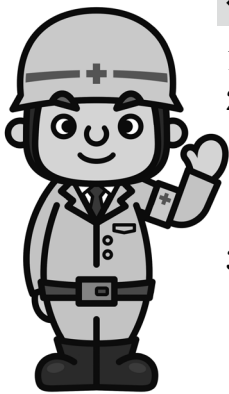
3. 平成28年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

このことを鑑み、本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「イメージアップ」「担い手の確保」を図るため、本年度も継続してテレビCMによるPRをいたします。

第3弾 平成28年度放送日のご案内

◆ CM 展開① ～番組提供枠～



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター
「オジギビト」

1. 放送期間 平成28年7月6日（水）～平成29年3月29日（水）までの9ヵ月間
2. 放送形態
 - 30秒CM、下記番組 毎週1回放送
 - UMKニュースの放送帯（毎週水曜20:54～21:00）
 - MRTわけもんGTの放送帯（毎週水曜20:00～21:00）
 - ※ 特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容
 - シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
 - ◇第1部「夢を抱いた日」篇
 - ◇第2部「一歩ずつ」篇
 - ◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開② ～スポットCM（夜型）～

1. 放送期間 平成28年12月27日（火）～平成29年1月10日（火）
2. 放送形態 30秒 UMKのみのスポットCM 約60本
3. 放送内容
 - シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
 - ◇第1部「夢を抱いた日」篇
 - ◇第2部「一歩ずつ」篇
 - ◇第3部「未来へ」篇

本会テレビCMが平成28年「第27回UMKCM大賞」に入賞！

UMK開局20周年の記念事業として、ローカルCMの発展に貢献する目的でスタートしたUMK CM大賞において、127作品のうち事前審査会でノミネートされた20作品のなかに本会のCM『夢を抱いた日90秒』が選ばれ、入賞をいたしました。

選考対象は、県内広告主のCM作品若しくは県内広告代理店が企画・制作したCM作品で、平成27年度中にUMKで初回放送されたCM作品。

受賞式が7月20日に宮崎観光ホテルであり、広告主や制作代理店の皆さんなど約120人の関係者が参加をし、贈賞パーティーが開催され、小林市の『小林市 ンダモシタン小林2015 90秒』が、CM大賞と視聴者賞をダブル受賞された。

雇用改善コーナー

平成30年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

28 文科初第 1379 号

職発 0124 第 3 号

平成 29 年 1 月 24 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長

藤 原 誠

厚生労働省職業安定局長

生 田 正 之

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成 28 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成 29 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適正と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業者及び新規高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規学卒者をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成 30 年 3 月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けた努力をお願いします。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、平成 30 年 1 月 1 日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成 29 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成 29 年 9 月 5 日（沖縄県については平成 29 年 8 月 30 日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成 29 年 9 月 16 日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 27 条又は第 33 条の 2 の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (7) 安定所における求人申込みの受理は、平成 29 年 6 月 1 日から開始するものとする。
- (4) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成 29 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (7) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成 29 年 6 月 1 日から開始するものとする。
- (4) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成 29 年 7 月 1 日から開始するものとする。
- (7) 学校における求人申込みの受理は、平成 29 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成 29 年 7 月 1 日以降に行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条の規定により平成 30 年 4 月 1 日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成 29 年 7 月 1 日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第 1 の 1 (2) から (4) の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

事業協同組合



下請セーフティネット債務保証制度について

平成27年7月1日から 下請セーフティネット債務保証制度【債権譲渡契約】の 貸付金利が変わりました！

主な変更内容

貸付金利	500万以下・・・1.8%
//	500万超・・・2.2%
事務手数料	・・・0.2%

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書類名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

○金利及び事務手数料

※ 事務手数料、0.2%が加算されます。

※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超
金利	1.80%	2.20%
事務手数料	0.20%	0.20%

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金、違約金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算式
99%以下	(請負額×出来高率－受領済額－違約金)×90%《担保掛目》
100%(完成)	請負額×出来高率×90%《担保掛目》－受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額＝297万円 (1,100万円×80%－440万円－110万円)×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算式	請負額×出来高率×90%《担保掛目》－受領済
----	------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額＝352万円 (1,100万円×80%×90%)－440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

宮 崎 県 建 設 事 業 協 同 組 合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

URL <http://www.mk-net.or.jp>

E-mail info@mk-net.or.jp

技士会

1. 平成29年度 1 級（学科）・2 級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会のご案内

昨年、宮崎県土木施工管理技士会主催の土木施工管理技術検定試験準備講習会に、1級20名、2級30名の方が参加されました。近年、1級・2級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。当技士会では、毎年、宮崎県建設業協会の後援により1級・2級土木施工管理技術検定試験の合格者が一人でも多く輩出されるよう受験準備講習会を開催しております。当講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義や実力テストを実施しており、受講者に好評をいただいております。平成29年度の日程等につきまして、下記のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備方お願いします。

目 程

- | | |
|----------------|------------------------|
| ○1級学科講習 6日間 | 平成29年5月17日(水)～5月19日(金) |
| | 平成29年5月24日(水)～5月26日(金) |
| ○2級学科・実地講習 6日間 | 平成29年7月12日(水)～7月14日(金) |
| | 平成29年7月26日(水)～7月28日(金) |

場所

宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号

お問い合わせ

宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696
または各地区建設業協会

2. 平成29年度 1・2級土木施工管理技術検定試験の申込書 受付について（お知らせ）

平成 29 年度の 1・2 級土木施工管理技術検定試験の申込書受付が始まります。受付期間が短いので、手続きをお忘れないように早めに準備してください。

この技術検定試験は、土木工事に従事する者を対象に技術力の向上を図ることを目的として、建設業法第 27 条の規定により実施される技術検定制度です。

この検定試験に合格されますと、公共土木工事において施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理等を行う主任技術者または監理技術者になることができる土木施工管理技士の資格を取得することができます。なお、2級土木施工管理技術検定学科試験は平成29年度から年2回行われます。

受付期間

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ○1級 | 平成29年 3月31日(金)～4月14日(金) |
| ○2級 | 平成29年 4月14日(金)～4月28日(金) |
| ○2級(学科のみ) | 平成29年12月 5日(火)～1月10日(水) |

申込み用紙につきましては、1・2級とも3月中旬から販売開始されます。詳しくは（一財）全国建設研修センターのホームページをご覧ください。

3. 平成28年度 2級土木施工管理技術検定試験の合格発表

平成 28 年 10 月 23 日（日）に実施されました 2 級土木施工管理技術検定の合格発表が、平成 29 年 2 月 2 日にありました。

全国の会場で 33,992 名が受験し、9,958 名が合格、合格率 29.9%、と昨年より合格率が低くなっています。鹿児島会場は、受験者 1,126 名、合格者 346 名、合格率は全国平均より高く、30.2%でした。（一財）全国建設研修センターのホームページに合格者の受験番号が掲載されております。

合格された方は、九州地方整備局長に対し、技術検定合格証明書の交付手付きが必要となりますので、忘れずに手続きをしてください。

平成 28 年度 2 級土木施工管理技術検定実施状況

●実地試験実施状況：（平成 28 年 10 月 23 日実施 全国 20 地区 20 会場）

試験地	学 科 試 験			実 地 試 験			学科試験のみ 合格者数
	出席者数	合格者数	合格率 (%)	出席者数	合格者数	合格率 (%)	
札幌	1,275	636	49.9	1,301	347	26.7	419
釧路	297	139	46.8	228	76	33.3	89
青森	774	363	46.9	655	177	27.0	255
仙台	3,612	1,719	47.6	3,788	1,046	27.6	1,119
秋田	659	315	47.8	593	190	32.0	191
東京	7,857	3,899	49.6	8,383	2,702	32.2	2,161
新潟	1,270	647	50.9	1,293	400	30.9	417
富山	1,010	541	53.6	991	311	31.4	359
静岡	897	453	50.5	863	291	33.7	247
名古屋	2,949	1,437	48.7	2,911	822	28.2	942
大阪	3,983	1,909	47.9	4,278	1,243	29.1	1,111
松江	505	260	51.5	472	166	35.2	142
岡山	882	375	42.5	887	224	25.3	223
広島	1,033	480	46.5	1,054	329	31.2	281
高松	1,009	513	50.8	1,028	331	32.2	292
高知	352	162	46.0	331	101	30.5	93
福岡	3,639	1,718	47.2	3,726	1,069	28.7	1,065
熊本	273	49	17.9				49
鹿児島	1,126	558	49.6	1,079	326	30.2	346
那覇	590	249	42.2	539	122	22.6	157
計	33,992	16,422	48.3	34,400	10,273	29.9	9,958

4. 平成 29 年度監理技術者講習の日程お知らせ

監理技術者講習につきましては、
現行の建設業法では講習修了証が必要
なため、平成 29 年度も技士会主
催講習を下記のとおり実施します。
会場は宮崎県建設会館となっています。

日 程	場 所
平成 29 年 5 月 12 日 (金)	宮 崎 県 建 設 会 館
平成 29 年 8 月 18 日 (金)	
平成 29 年 11 月 22 日 (水)	

監理技術者とは、

発注者から直接、公共工事を請負い、そのうち、総額 4,000 万円以上を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日から 5 年を経過することのないように国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。

また、昨年からは、講習修了証と監理技術者資格者証が一枚化されています。資格者証の交付につきましては、建設業技術者センターのホームページに案内があります。

建退共

1. 退職金額の情報開示について

今年度より、個人情報保護の観点から退職金請求者に係る退職金額の事業所への通知方法が変更となっております。以下を参考の上、ご対応の程よろしくお願いします。

① 退職金請求者に係る退職金額の事業所への通知に係る変更内容

時 期	内 容
今年度より	事業所からの請求（本人の同意に基づく）により退職金額を通知。
昨年度まで	請求者の退職金の支給決定がされたのと併せて、最後にお勤めになった事業所に退職金額を通知。

② 退職金額を確認する方法

退職金額を確認する方法は、「建退共のホームページによる方法」と「個人情報の開示請求による方法」との2通りあります。

「個人情報の開示請求による方法」をご利用される場合は、以下の書類をご提出ください。

時 期	提出書類	備 考
今年度より	- 個人情報の開示請求依頼書 - 委任状（本人記入分） - 本人の印鑑登録証明書（注1）	（注1）証明書に代えて、 <u>事務担当者の運転免許証やパスポートのコピー</u> で対応します。
昨年度まで	- 個人情報の開示請求依頼書 - 印鑑登録証明書（注2）	（注2） <u>窓口対応の場合は</u> 、証明書に代えて、運転免許証やパスポートのコピーで対応します。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（1月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)
前月末計	2,750	48,939
加 入	4	146
脱 退	11	56
当月末計	2,743	49,029

	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
		件数(件)	金額(円)		
前月分までの累計	434,239	49,170	30,267,731,592	前 月 分	61,480
当月分	840	48	33,960,459		
総 累 計	435,079	49,218	30,301,692,051	当 年 度 計	572,942
(当年度累計)	7,809	946	730,481,896		

建災防



1. 死亡労働災害の防止に向けた緊急要請について(宮崎労働局)

県内では、平成 28 年には 14 件の死亡災害が発生（うち 5 件が建設業）したところですが、本年に入り 1 月だけで死亡災害が 5 件発生しております。これを受けて宮崎労働局長より下記のとおり死亡労働災害の防止に向けた緊急要請がありました。

特に、建設業については、次の事項に留意した経営トップによる安全パトロールの実施、安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進等が要請されています。

- ①「墜落・転落」等による災害防止のための点検・対策の実施
- ②「仮設物、建築物、構築物等」等における災害防止のための点検・対策の実施
- ③ 建設機械・移動式クレーンによる災害防止のための点検・対策の実施

建設業労働災害防止協会宮崎県支部長 殿

死亡災害防止に向けた緊急要請書

宮崎県における労働災害は、昨年、増加するとともに 14 件もの死亡災害が発生したところである。こうした状況を踏まえ、昨年 12 月 7 日に労働災害防止対策の徹底について要請を行った。

しかしながら、本年 1 月の 1 か月間に、死亡災害が 5 件発生した。要請を行った直後にも関わらず、死亡災害が立て続けに発生したことは、極めて遺憾である。

企業間競争の激化、コスト削減が進められる中においても労働者の安全と健康の確保が必要不可欠である。また、県内就職を促進するためにも若者が安心して希望をもって生き生きとした魅力ある職場を作ることが重要である。

については、各業界、企業においては、以下の認識で、安全衛生活動を進めて頂きたい。

- 1 労働者の安全と健康の確保は、企業経営における最重要事項であり、経営トップ自らが先頭に立ち、強いリーダーシップを発揮し、率先して安全衛生活動に取り組む。
- 2 経営トップは、安全衛生の方針を抽象的なものではなく、実効性の高いものとするとともに、労働者一人ひとりにまで周知し、その方針のもと、労使が一丸となって安全衛生に関する問題に取り組み、「労働者の安全と健康を最優先する企業文化」を確立する。

関係各位におかれては、上記認識を踏まえ、労働災害防止に関する高い専門的知見を有する労働災害防止団体と連携をとり別添の対策を実施する等、実効ある労働災害の防止対策に万全を期されたい。

平成 29 年 2 月 10 日

宮崎労働局長

元本 賀子



2. 平成 29 年度上半期（4 月～9 月）講習会の案内

※ 会員事業場には 2 月下旬に年間予定表を送付する予定です。

	講 習 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	下半期（10 月～3 月）の予定
作業主任者	足場の組立て等作業主任者	25～26 清 武	16～17 延 岡	27～28 清 武			5～6 延 岡	12 月に 清武で開催
	型枠支保工の組立て等作業主任者	18～19 延 岡		20～21 清 武				
	地山の掘削等作業主任者		23～25 清 武		11～13 延 岡			11 月に 清武で開催
	木造建築物の組立て等作業主任者					8～9 清 武		
	鉄骨の組立て等作業主任者				19～20 清 武			
	コンクリート造の解体等作業主任者					22～23 清 武		
特別教育・一般教育	職長・安全衛生責任者教育	11～12 清 武	30～31 延 岡	13～14 清 武		1～2 延 岡	26～27 清 武	11 月に 清武で開催
	現場管理者統括管理講習						15 清 武	
	足場の組立等特別教育		1 清 武	6 延岡 8 清武			12 延 岡	11 月に 清武で開催
	足場の点検実務者研修				27 清 武	29 延 岡		
	斜面の点検者安全教育			29 清 武			20 延 岡	
	ダイオキシン類従事者特別教育							10 月に 清武で開催
	熱中症予防指導員管理者研修			30 延 岡	4 清 武			
	振動工具取扱い従事者教育						14 清 武	
	丸のこ等取扱い従事者教育					31 清 武		
	酸欠・硫化水素作業特別教育							10 月に 清武で開催
車両系建設機械	小型車両系（整地・掘削等）特別教育	27～28 清 武	9～10 延 岡	2～3 清 武	14～15 清 武	4～5 延 岡		10 月～2 月 清武、延岡で開催
	ローラーの運転特別教育		26～27 清 武		7～8 延 岡			10 月～12 月に清武、延岡で開催
	車両系（整地・掘削等）技能講習	21～22 延 岡	12～13 清 武	23～24 清 武	28～29 清 武	18～19 延 岡	8～9 清 武	10 月～3 月 清武、延岡で開催
	高所作業車運転技能講習	14～15 清 武	19～20 延 岡	9～10 清 武	21～22 清 武	25～26 延 岡	1～2 清 武	10 月～2 月 清武、延岡で開催
	車両系（解体用）技能講習			1 清 武	25 延 岡		29 清 武	12 月に 清武で開催
	不整地運搬車運転技能講習	5～6 清 武		16～17 延 岡			21～22 清 武	11 月に 延岡で開催

3. 建設労働者確保育成助成金について

建設労働者確保育成助成金のお知らせ

従業員が次の講習を受けた場合、1人につき1日8,000円と経費(受講料などの80%)が支給されます！

※宮崎労働基準協会など他の講習機関が実施している講習についても支給される場合があります。詳しくはそれぞれの団体等にお問い合わせください。

- ・足場の組立て等作業主任者技能講習
- ・型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- ・木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- ・建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- ・コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
- ・車両系建設機械（整地・掘削等）運転技能講習
- ・高所作業車運転技能講習
- ・車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- ・不整地運搬車運転技能講習
- ・小型車両系建設機械の特別教育
- ・ローラ運転の特別教育
- ・足場の組立て等の業務に係る特別教育

受給の要件

- ① 資本金若しくは出資金額が3億円以下、または、常用労働者数が300人以下の建設業で、労働保険の雇用保険に加入していること。
- ② ①の事業所の雇用保険料率が、14/1000であること。
- ③ ①、②に該当する事業所の労働者で、雇用保険被保険者が受講し、かつ、受講当日の賃金が支払われていること。

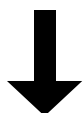
※上記の要件（①～③）を全て満たす場合が対象となりますが、その他の要件等により、助成の対象とならない場合がありますのでご注意下さい。（ご不明の点がありましたら、宮崎労働局職業安定部にお問い合わせ下さい。）

問い合わせ先・申請書類提出先

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 合同庁舎内
宮崎労働局 職業安定部 TEL .0985 (38) 8824

建設労働者確保育成助成金の手続きの流れ図

宮崎労働局に講習開催日の2か月前から1週間前までに、「計画届」(様式第2号)と計画届書類チェックリストを提出(郵送可)

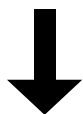


[計画届の様式第2号とチェックリストは当支部のホームページからダウンロードできます。]

建災防宮崎県支部が開催する講習会を受講



建災防に支給申請内訳書(様式第17号別紙1)を提出

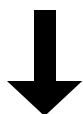


[様式第17号別紙1は、当支部のホームページからダウンロードできます。]

建災防は様式第17号別紙1の「受講証明」等を記載し、カリキュラム等とあわせて会社に返送



会社は様式第17号等とあわせて、他の必要な書類を宮崎労働局に提出



[労働局に提出する必要な書類は、当支部のホームページに掲載している「助成金のご案内」を参考にするか、または、宮崎労働局にお問い合わせ下さい。]

宮崎労働局は書類を審査し、支給・不支給の決定を行う



支給の決定があれば、宮崎労働局より会社に助成金が振り込まれる

[注意点]

- (1) 助成金は講習会終了後2ヶ月以内に申請しないと支給されません。
- (2) 支給・不支給の審査と決定、助成金の支払いは、宮崎労働局が行います。建災防は受講証明等を行うのみです。

火薬協会

1. 平成 29 年の火薬類保安講習会の開催について

平成 29 年の火薬関係の各種保安講習会は、下記の日程で開催を予定しています。

- 保安手帳の 6 ページ右端欄の次回受講期限日が、「平成 29 年中」と記入されている方は、平成 29 年中に保安教育を受講しなければ保安手帳の効力が失効します。
- 受講申込は、所定の申込用紙で事前に宮崎県火薬保安協会へ申し込んでください。
申込用紙は、4 月上旬に各会員事業所や各地区（市）建設業協会等に送付予定です。
- 申込会場が、会場定員を超えたときは、他の講習会場へ変更していただくことがあります。
- 台風災害、講習会場の都合、その他の事由で急ぎょ会場や日程を変更することがあります。
- **保安手帳の期限失効者は再教育講習を受講して、従事者手帳の期限失効者は、従事者講習を受講して新たに手帳の交付申請をしていただくことになります。**

なお、火薬類保安責任者国家試験の合格発表日から 6 か月以内に保安手帳交付申請をしなかった方で、保安手帳の交付を希望される方も、再教育講習を受講して手帳の交付申請をしていただくことになります。

各 種 講 習 会 日 程

開催月日	曜	会 場	講習会種別	開始時間
5 月 1 6 日	火	宮崎県建設会館	再教育、(総合) 責任者、従事者	10:00～ 13:00～
6 月 8 日	木	都城建設会館	責任者、従事者	13:00～
7 月 2 4 日	月	宮崎県建設会館	知事試験養成講習	9:00～
7 月 2 5 日	火	宮崎県建設会館	知事試験養成講習	9:00～
8 月 3 日	木	高千穂建設会館	責任者、従事者	13:00～
8 月 2 4 日	木	日南建設会館	責任者、従事者	13:00～
9 月 1 4 日	木	延岡建設会館	責任者、従事者	13:00～
10 月 2 6 日	木	日向建設会館	責任者、従事者	13:00～
11 月 1 6 日	木	西都建設会館	責任者、従事者	13:00～
12 月 1 4 日	木	宮崎県建設会館	再教育、(総合) 責任者、従事者	10:00～ 13:00～

※ **再教育(総合)講習会**の講習開始時間は、**10:00** です。

再教育講習会は、5 月と 12 月の 2 回しかありませんので、いずれかを受講して下さい。

※ **責任者、従事者講習会**の開始時間は各会場とも **13:00** です。

宮崎県建設会館には、会館内の各事務所の一般来客用の駐車場しかありませんので、講習受講者は、必ず周辺の**有料駐車場**をご利用ください。

※ 詳細は、宮崎県火薬保安協会（電話 0985 - 25 - 4678）にお尋ねください。

2. 「火薬類危害予防週間」用の標語募集について

全国火薬保安協会から、下記のとおり標語募集がありました。

入選作品は、平成30年～34年に「火薬類危害予防週間」をはじめ、火薬類の危害予防活動に活用されます。

記

応募資格：火薬類の取り扱いに関係している方

作品内容：火薬類の危害予防に関するもので、製造、販売、貯蔵、運搬、消費等における事故防止、盗難防止に関する標語

入選先品：入選数は10作品程度、入選された方には記念品が贈られます。

締切期日：平成29年5月12日（金）

その他：① 応募作品は講習広報委員会で最終選考の上、入選作品を決定します。

② 応募作品はお返ししません。

③ 入選作品につきましては、都合により若干補正して使用することがありますのでご了承ください。

応募の際の留意事項：作品の余白に、氏名、住所及び郵便番号、所属の協会名、企業名及び事業者名を明記して下さい。

< 記入例 >

火薬類 気をつけよう 盗難防止と土砂・津波 八丁堀五郎

住所（〒 ）〇〇県〇〇市△△町△丁目××番□□号
保安協会名（〇〇県）企業・事業者名（◎◎工業△△工場）

入選発表：入選先品は全火協弘報に掲載予定。

作品の送り先：104-0032 東京都中央区八丁堀4-13-5 幸ビル8階

公益社団法人全国火薬類保安協会 標語募集係 宛

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（1 月分）

西日本建設業保証(株) 宮 崎 支 店

(単位:件、百万円、%)

I. 全般の状況

年 度	当 月				累 計			
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率
平成 2 8 年度	405	31.9	7851	▲ 28.8	3,893	12.4	101738	5.0
平成 2 7 年度	307	▲ 6.4	11024	35.0	3,462	▲ 17.9	96859	▲ 22.8
平成 2 6 年度	328	▲ 17.8	8168	27.2	4,217	▲ 7.9	125430	▲ 13.1

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円、%)

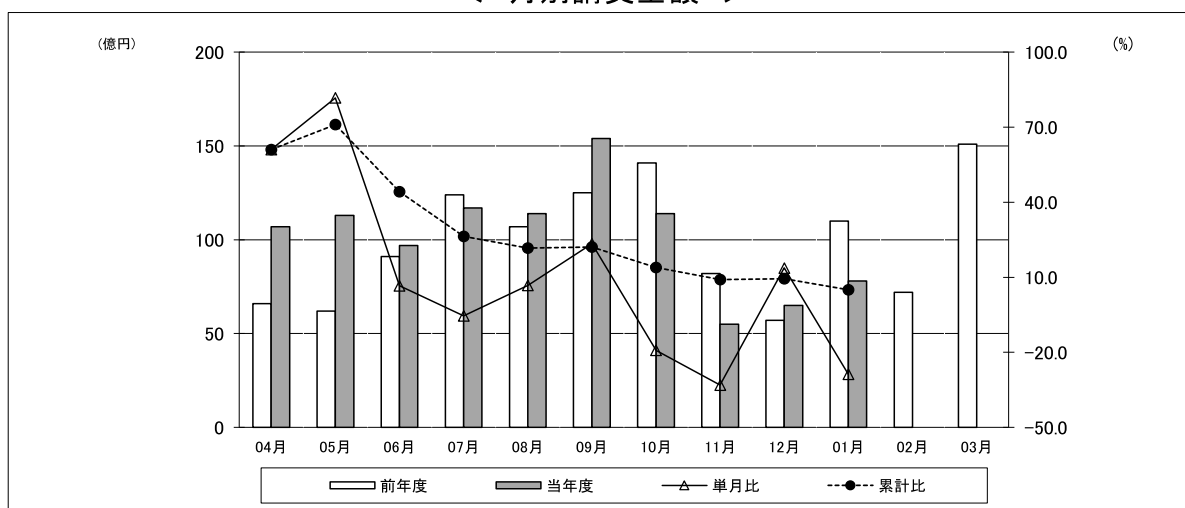
発注者区分	当 月				累 計			
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率
国	25	127.3	1,488	▲ 79.8	243	10.0	19,908	▲ 15.3
独立行政法人等	0	—	0	—	17	▲ 43.3	3,119	2.4
県	138	60.5	3,662	160.5	1,374	21.4	35,693	23.4
市町村	241	15.9	2,687	23.8	2,226	8.8	41,307	7.3
その他	1	<	13	<	33	0.0	1,707	▲ 40.6
計	405	31.9	7,851	▲ 28.8	3,893	12.4	101,738	5.0

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円、%)

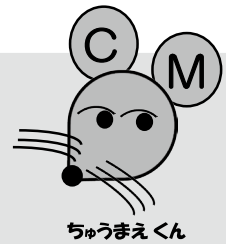
地 区	当 月				累 計			
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	68	▲ 9.3	1,171	▲ 75.5	722	1.1	23,615	▲ 7.8
日 南	23	91.7	448	142.3	256	20.8	7,343	▲ 13.5
串 間	11	0.0	521	133.6	166	3.8	3,276	2.3
都 城	37	60.9	1,485	236.2	473	15.9	14,672	29.7
小 林	36	▲ 7.7	512	7.8	417	7.8	9,946	16.6
高 岡	18	80.0	141	▲ 29.3	154	14.9	3,283	▲ 20.4
西 都	28	27.3	432	80.7	241	19.9	4,329	0.9
高 鍋	25	66.7	465	82.0	189	5.0	5,352	12.3
日 向	76	26.7	1,490	41.6	558	20.3	13,788	37.5
延 岡	30	42.9	684	76.6	281	▲ 1.1	9,052	17.0
西臼杵	53	178.9	497	▲ 82.1	436	37.1	7,078	▲ 19.2
計	405	31.9	7,851	▲ 28.8	3,893	12.4	101,738	5.0

< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

御社の工事には “ちゅうまえ”がついている！ 中間前払金制度のご案内



西日本建設業保証株式会社

工期の半分が経過し、工事出来高が 50%を超えていれば、当初の前払金（請負金額の 40%）に加えて、さらに 20%の中間前払金を受け取ることができます。
※対象条件は発注者によって異なります。詳しくは弊社までお問い合わせください。

例えば請負金額5000万円の場合・・・

1000万円が即利用可能！ 保証料はわずか**6500円！**

手続きの流れ

発注者へ「認定請求書」を提出

発注者より「認定調書（通知書）」が交付

保証会社へ保証申込み

「保証証書」を発注者へ提出

発注者より中間前払金が入金～ご利用

安い！ “ちゅうまえ”
3つのメリット

保証料率0.065%!
借入利息より
はるかに安い！

便利！

簡単手続きで払出OK!
入金後すぐ利用
できます。

簡単！

簡便な出来高検査！
煩雑な資料作成も
不要！

保証申込に必要な書類

・保証申込書・前払金使途内訳明細書・認定調書（通知書）

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店（担当：佐田・西川）

TEL 0985-24-5656

FAX 0985-20-1167

平成28年度宮崎県内の中間前払金保証実績（平成29年1月末現在）

（単位：件、百万円、%）

発注者	件数	増減率	請負金額	増減率
国土交通省	9	28.6	2,168	61.7
宮崎県	108	18.7	5,005	44.9
宮崎市	28	3.7	847	▲20.1
都城	9	▲52.6	741	▲44.5
延岡	14	▲12.5	664	▲25.8
日南市	5	25.0	136	8.1
小林	6	0.0	146	37.3
日向	1	▲50.0	23	▲66.4
串間	1	0.0	16	▲84.9
西都	1	0.0	20	443.4
えびの	2	▲33.3	440	370.9
国富	1	0.0	1,288	<
綾高	2	<	91	<
千穂	3	<	274	<
日之影	2	0.0	53	19.8
美郷	1	0.0	41	▲76.1
椎葉	3	<	87	<
宮崎大	1	<	378	<
計	197	7.1	12,427	34.1

安い掛金！ 大きな補償！

建設共済保険

法定外労災補償制度



「建設共済保険」の
他にも、次のような
事業を行っています。

育英奨学事業

被災者（死亡および身体障害・傷病3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

28年4月
スタート！

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15(虎ノ門NSビル)

■取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

Tel. 0985-22-7171 FAX. 0985-23-6798

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel. 03-3591-8451

建設共済保険

検索